

宇宙物体登録実行における宇宙物体と国家の関係(一)

—— 宇宙条約 6 条の責任国・関係当事国に関する一考察 ——

佐古田 彰

- 一. 問題の所在
- 二. 責任国及び関係当事国の基準に関する学説
 1. 責任国の基準
 2. 関係当事国の基準
 3. 主要学説
 4. 小括 (以上本号)
- 三. 宇宙物体の登録制度
- 四. 宇宙物体登録実行における登録国と宇宙物体の関係
- 五. 結論

一. 問題の所在

宇宙条約¹⁾ 6 条は、国家が「宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行われるか非政府団体によって行われるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行われることを確保する国際的責任を有する。」と規定する(第一文)と共に、「宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。」と定める(第二文)。これらの規定の解釈をめぐる争点の一つは、第一文に基づき非政府団体の活動について「国際的責任」を有する国(以下「責任国

1) 正式名称「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する条約」。1967年1月27日署名開放、同年10月10日発効。

(responsible State)」とする。)はいずれの国であり、第二文に基づき非政府団体の活動に関し許可及び継続的監督(authorization and continuing supervision)の義務を負うべき「関係当事国(appropriate State)」はいずれの国であるか、である。この争点は、宇宙条約(及びその前身の1963年宇宙法原則宣言²⁾)成立当時から今日に至るまで、当初は理論的な観点から、最近ではいわゆる宇宙商業化・民業化現象の進展により実際的な問題として、学説上激しく議論されてきたが、ほとんど見解が一致するところがない。これらの規定の解釈には大変な困難を伴い、解釈により妥当な結論を導くためには様々な角度から相当に立ち入った検討が必要である。

さて本稿は、宇宙条約6条の責任国と関係当事国を同定するための作業の一つとして、宇宙物体の登録の実行を分析する。宇宙物体の登録制度は、1975年の宇宙物体登録条約³⁾(以下「登録条約」とする。)及び1961年の国連総会決議(後述)に基づいて実施されているが、これは、各国が自国内で登録した宇宙物体に関する一定の情報を国連に提供し、国連がその情報を国際登録簿に登録し公開するという制度である。つまり、各国は、国連への情報提供手続きを通じて、自国と宇宙物体の関係を表明している。

従来の学説は、本論で紹介するように、宇宙条約6条の責任国・関係当事国の基準として一定の事実や国内的行為(宇宙活動が行われる場所や宇宙活動を行う団体の国籍、国内宇宙法に基づく規制(活動許可など)など)を提示してきた。しかし、これらの基準のほとんどは、国家が国際宇宙法規範において自国と当該活動とをどう関係づけるかの意思は反映されておらず、単に学者が宇

2) 宇宙条約6条第一文・第二文は、1963年12月に採択された国連総会決議「宇宙法原則宣言」5項第一文・第二文を原型とし内容も変わっていない(佐古田彰「宇宙条約6条第一文・第二文の成立(二)」『商学討究(小樽商科大学)』53巻1号(2002年)392頁)。そのため、以下では学説等における法原則宣言5項の理解も宇宙条約6条についての理解として扱っている。なお、宇宙条約の「関係当事国(appropriate State)」は法原則宣言では「関係国(State concerned)」の語が用いられている。

3) 正式名称「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」。1975年1月14日署名開放、1976年9月15日発効。

宙条約6条の解釈にあたりこれらの事実等に国際法上の一定の意味を与えようとしているに過ぎない。つまり、これらの事実等においては、国際法規範との関係で国家意思に基づいて設定される国家と宇宙活動の関係は、現れていないのである。

それに対し、宇宙物体の登録は、国家が、自身と当該物体とを関係づける意思を宇宙物体登録制度という国際法の平面で明確に表明することによって、行われる。そこに国際法規範との関係で国家意思が示されているという点で、登録制度の分析は、より実証性に優れると考えるべきである。また、登録条約は前文で宇宙条約6条第一文前段の国際的責任に言及している(2項)ことから、宇宙物体の登録制度は宇宙条約6条と深い関わりを持つことは疑いない。

本稿は、こういった認識から、宇宙物体登録実行を分析することにより国家は宇宙物体とのいかなる関係を理由に当該物体を登録するのかを明らかにし、もって宇宙条約6条の責任国・関係当事国を同定する基準を考察する一助とすることを目的とする。本論では、まず責任国・関係当事国の基準に関する学説を詳しく紹介し、次に宇宙物体の登録制度を概説した後、宇宙物体登録の国家実行を分析する。

なお、本稿に関していくつか注意すべき点を示しておきたい。第一に、6条は国家と宇宙活動の関係を扱っているのに対し、登録制度は国家と宇宙物体の関係を扱っており、それぞれの関係は概念的に別のものである。ただ、実際には宇宙活動はどう定義されようとも宇宙物体を用いて行われる以上、国家と宇宙物体との関係は国家と宇宙活動との関係と密接な関わりを持つ。本稿は両関係の違いを考慮しつつ、国家と宇宙物体の関係を考察するものである。第二に、本稿は、登録国を責任国・関係当事国とする見解(後述)の妥当性を検証するものでは全くない。登録の実行を細かく見ることにより、国家と宇宙物体との関係性を見だし、その関係性から国家と宇宙活動との関係を探ろうとするものである。第三に、本稿は宇宙物体登録制度の抱える問題それ自体には立ち入らない。登録制度については多くの問題点が指摘されており、そのことを背景として、現在国連の宇宙空間平和利用委員会の法律小委員会が「宇宙物体の登

録における国家及び国際機構の実行」と題する作業（以下「国連登録実行作業」とする。）を行っている⁴⁾。この作業では本稿にとって有用な情報が公表されており本稿でも適宜参照するが、本稿は登録制度の問題点や作業内容の適否を論評するものではない。第四に、6条の規定において正確には、第一文の責任の対象には政府機関の宇宙活動が含まれるのに対し、第二文の許可監督義務の対象にはこれが含まれない。しかし、本稿が問題とするのは非政府団体の宇宙活動についてであることから、ここでは国家機関の行う宇宙活動についての国家の責任は無視して取り扱っている。

そして第五に、「打ち上げ国」及び「打ち上げ」の語の意味についてである。これらの語は、1972年宇宙賠償責任条約⁵⁾（以下「賠償責任条約」とする。）1条(c)及び登録条約1条(a)の定める『打上げ国 (launching State)』の定義との関係で多義的となっている。これらの条約において、『打上げ国』とは、①宇宙物体の打ち上げを行う国（狭義の打上げ国）、②宇宙物体の打ち上げを行わせる国（調達打上げ国）、③宇宙物体がその領域から打ち上げられる国（領域打上げ国）、④宇宙物体がその施設から打ち上げられる国（施設打上げ国）、の4つの国と定義される。つまり、このように定義される『打上げ国』は必ずしも物理的に打ち上げを行った国に限定されず、したがって「打ち上げ」の語も多様な行為態様を含みうることになる。実際のところ、各論考や国連文書において、これらの語は様々な意味で用いられまた同一の論考・文書においてもその意味が統一されていないこともあり、その点に注意が必要である。なお、本稿では、これらの条約において定義される『打上げ国』について、公定訳に従いまた他の意味の「打ち上げ国」の語と区別するため、便宜的に『打上げ国』と表記している⁶⁾。

4) 最新の動向については、法律小委員会第45会期（2006年）報告書 A/AC.105/871, pp. 20-22, paras. 128-145 参照。

5) 正式名称「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」。1972年3月29日署名開放、同年9月1日発効。

6) これとの関係で、更に2点指摘しておきたい。第一に、宇宙条約7条は「打上げ国」の語を用いていないが、責任条約で定義される『打上げ国』と同一の国が

二. 責任国及び関係当事国の基準に関する学説

登録実行の分析に先立ち、まず宇宙条約6条第一文の責任国及び第二文の関係当事国のそれぞれの基準に関する学説状況を整理しておきたい。その整理の仕方であるが、多くの論者は複数の基準を様々に組み合わせまた論者によってはその基準に優劣を置いて論じており、一人一学説と言ってよいほど学説は多種多彩である。そのため、ここではまず責任国・関係当事国のそれぞれについてこの順で個別の基準を羅列して紹介し⁷⁾、次にいくつか主要な学説を紹介するという形で、責任国・関係当事国の基準に関する学説状況を示したい。

1. 責任国の基準

(1) 活動が行われる場所を基準とするもの

宇宙条約6条第一文の責任国の範囲を宇宙活動が行われる場所を基準にして論じる立場は古くからあり、今日でも支持者は多い。

(a) 領域、属地的管轄権

国家は自国の領域内ないし属地的管轄権内の活動について責任を負うとする見解は多い。この見解を示す論者の多くは、国が責任を負うべき活動は領域内・属地的管轄権内のすべての活動と考える⁸⁾が、すべての活動ではなく活動をあ

宇宙損害賠償責任を負うという内容であり、一般には7条も『打上げ国』について規定したものと扱われることが多い。ここでは、便宜的にこの一般的な扱いに従っている。第二に、1968年宇宙救助返還協定は、『打上げ国』ではなく「打上げ機関 (launching authority)」の語を用いている(1条ほか)ことに注意が必要である。

7) 同一の論者の同一の見解を示している論考については、宇宙条約成立後に著されたもので最も古いものを引用した。

8) B. Cheng, "The 1967 Space Treaty", 95 *Journal du droit international* (1968), 532, p. 586; M. G. Marcoff, *Traité de droit international public de l'espace* (1973), p. 533; V. S. Vereshchetin, "Space Activities of 'Nongovernmental Entities': Issues of International and Domestic Law", *Proceedings of the Twenty-sixth Colloquium on the Law of Outer Space 1983* (1984) (hereinafter cited as "26

る程度限定して論じる立場もある⁹⁾。

(b) 準属地的管轄権，船舶，航空機¹⁰⁾

宇宙活動が国家領域外にある船舶・航空機内（準属地的管轄権内）で行われる状況を想定して，この場合は，船舶・航空機の国籍国（旗国・登録国）つまり準属地的管轄国を責任国とする見方もある¹¹⁾。

(c) 施設

活動のために自国の施設を提供した国が責任を負うべきという立場もある¹²⁾。

(d) 南極基地

南極の基地で行われる宇宙活動についてはその基地を管轄する国が責任国であるとする者もいる¹³⁾。

(2) 活動を行う団体との関係に着目するもの

(a) 国籍，属人的管轄権，法人化準拠法

すべての宇宙活動について，活動を行う団体の国籍国ないしその団体に対し

IISL 1983"), 261, pp. 262-263; H. A. Wassenbergh, *Principles of Outer Space Law in Hindsight* (1991), p. 23, fn. 5; デイビット・ラドナー「宇宙法における責任と賠償責任」『早稲田法学会誌』42巻（1992年）300頁。

9) 野口晏男「宇宙条約〈II〉」『外務省調査月報』8巻8号（1967年）36-37頁; H. A. Wassenbergh, "The Law Governing International Private Commercial Activities of Space Transportation", 21 *Journal of Space Law* (1993), 97, p. 108.

10) 宇宙物体の登録・国籍もここに分類できるが，ここでは「(3)(a)」で扱った。

11) 野口「前掲論文」(注9) 37頁; Cheng, *supra* note 8, p. 586; ラドナー「前掲論文」(注8) 300頁。この考えは，特に，B. Cheng, "The Commercial Development of Space: The Need for New Treaties", 19 *Journal of Space Law* (1991), 17, p. 37に明確に示されている。

12) Vereshchetin, *supra* note 8, pp. 262-263.

13) 野口「前掲論文」(注9) 37頁。

属人的管轄権を有する国（その国の法律に準拠して団体が法人化された国を含む）を責任国とする立場は非常に多い。これらの立場には、国籍・属人的管轄権のみに言及するまたはこれを唯一の基準とするもの¹⁴⁾、他の基準と併用し同位に扱うまたは特に優劣を示さないもの¹⁵⁾、及び、この基準を他の基準の劣位に置くもの¹⁶⁾とがある。また、一定の条件の下で国籍国を責任国とする立場¹⁷⁾や、国籍国が責任を負うべき活動を限定する立場¹⁸⁾、国籍基準はその者が主体的な役割を果たした場合に限るとする立場¹⁹⁾もある。なお、会社については国籍基準の適用に難点がある（特に多国籍企業の場合）が、これは宇宙法に限らず他の法分野でも生じる問題であるから国籍基準の否定の理由には

-
- 14) J. E. S. Fawcett, *Outer Space: New Challenges to Law and Policy* (1984), p. 41; G. Catalano Sgroso, "International Legal Aspects of Commercialization of Private Enterprise Space Activities", 30 *IISL* 1987, 251, pp. 252, 255; H. Qizhi, "Legal Aspects of Commercialization of Space Activities", 33 *IISL* 1990, 58, p. 59; B. A. Hurwitz, *State Liability for Outer Space Activities in Accordance with the 1972 Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects* (1992), p. 22; M. Couston, *Droit Spatial Économique* (1994), p. 15; A. Kerrest, "Remarks on the Responsibility and Liability for Damages Caused by Private Activities in Outer Space", 40 *IISL* 1997, 134, pp. 138-139; V. Kopal, "The Work of the United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space", K.-H. Böckstiegel ed., *'Project 2001' - Legal Framework for the Commercial Use of Outer Space* (2002), 17, p. 19.
- 15) 野口「前掲論文」(注9) 36-37頁; 山本草二「宇宙通信法における国家の国際的責任」『空法』13号(1970年) 33頁; Marcoff, *supra* note 8, pp. 532-533; P. M. Sterns/L. I. Tennen, "Obligations of States in the *Corpus Juris Spatialis*: Fathoming Unchartered Waters", 26 *IISL* 1983, 169, pp. 171-172; Vereshchetin, *supra* note 8, pp. 262-263; H. Bittlinger, "Private Space Activities: Questions of International Responsibility", 30 *IISL* 1987, 191, pp. 192-193; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 23-25; デイビット・ラドナー「宇宙条約による非政府団体の活動の規制」『早稲田大学法研論集』65号(1993年) 213頁。
- 16) Cheng, *supra* note 8 ("1967 Space Treaty" (1968)), p. 586; H. L. van Traa-Engelman, "Problems of State Responsibility in International Space Law", 26 *IISL* 1983, 139, p. 141.
- 17) 龍澤邦彦『宇宙法システム』(興仁舎, 1987年) 227-228頁。
- 18) van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141; Wassenbergh, *supra* note 9 ("Space Transportation" (1993)), p. 108.
- 19) 野口「前掲論文」(注9) 37頁。

ならないという趣旨の指摘もある²⁰⁾。

他方、依拠すべきは宇宙物体の国籍であって活動団体の国籍ではないという見解もある²¹⁾。

(b) 活動団体への資本出資者の国籍、活動団体の本部所在地

会社と国家の関係については、上述のように形式的な国籍基準のみで捉えうるものではないことから、国籍基準に加えてあるいは実質的国籍基準として、国は、自国民が出資・支配する外国会社（子会社）が行う活動についても責任を負うべきとする立場²²⁾や、活動団体の本部所在地・主たる事業地のある国も責任を負うべきとする立場²³⁾もある。

(c) 活動の許可

活動を団体に許可した国を責任国とする立場も、比較的多い²⁴⁾。

(3) 宇宙物体との関係に着目するもの

(a) 宇宙物体の登録・国籍

宇宙物体の登録国・国籍国が当然に責任国であるとする見方は、多い²⁵⁾。

20) Bittlinger, *supra* note 15, p. 192. ただ、宇宙条約6条の規定する私企業活動に対する厳しい規制に鑑みると、他の法分野と同程度の曖昧な解釈で捉えてよいものか、疑問が残る。

21) Y. M. Kolossov, "On the Problem of Private Commercial Activities in Outer Space", 27 *IJSL* 1984, 66, p. 69.

22) C. W. Jenks, *Space Law* (1965), p. 212; 山本「前掲論文」(注15) 33頁; Kerrest, *supra* note 14, p. 139.

23) van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 24-25; L. Peyrefitte, *Droit de l'espace* (1993), p. 257.

24) Jenks, *supra* note 22, p. 212; 山本「前掲論文」(注15) 33頁; Vereshchetin, *supra* note 8, p. 264; Kolossov, *supra* note 21, p. 69; Wassenbergh, *ibid.*, pp. 24-25; ラドナー「前掲論文(責任と賠償責任)」(注8) 300頁。

25) J. Kish, *The Law of International Spaces* (1973), p. 137; Kolossov, *ibid.*, p. 69; Sterns/Tennen, *supra* note 15, p. 171; Wassenbergh, *ibid.*, pp. 26-27, 29; Peyrefitte, *supra* note 23, p. 257; ラドナー「前掲論文(非政府団体)」(注15) 212-213

(b) 宇宙物体に対する管轄権及び管理の権限²⁶⁾

宇宙物体に対する管轄権及び管理の権限 (jurisdiction and control) を有する国が責任国であるとする見解も少なくない²⁷⁾。

(c) 宇宙物体の製造場所

後述の関係当事国の場合と異なり、宇宙物体の製造場所の国を責任国とする見解はなかった²⁸⁾。

(4) 物理的な打ち上げ活動と関係づけるもの

宇宙物体の物理的な打ち上げを基準に責任国を判断する見解も、有力である。これらの見解は、一般に、当該打ち上げ活動についてだけではなく宇宙活動の全般にわたった責任国としてこれを論じているようである。

(a) 国自身による宇宙物体の打ち上げ

国自らが宇宙物体の打ち上げを行う場合において、打ち上げたものについてすべての状況においてその国が責任を負うという見方がある²⁹⁾。

頁; B. Cheng, "International Responsibility and Liability of States for National Activities in Outer Space Especially by Non-Governmental Entities", R. St. J. Macdonald ed., *Essays in Honour of Wang Tieya* (1994), 145, p. 158. Bittlinger, *supra* note 15, p. 192 は、これを主観的アプローチとして批判する。なお、宇宙物体の登録が宇宙物体への国籍付与の効果の有するかどうかは、見解が分かれる。

26) 「管理の権限 (control)」の語については、後述注36参照。

27) Jenks, *supra* note 22, p. 236; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), p. 27; Peyrefitte, *supra* note 23, p. 257. また、明確でないが、ラドナー「前掲論文 (非政府団体)」(注15) 212-213頁; Cheng, *supra* note 25 ("Responsibility and Liability" (1994)), p. 158 も同じ立場であろう。

28) なお、2005年5月の国際法学会春季大会で佐古田報告が示した、地上での衛星・ロケットの製造は6条の責任の対象でないという見解に対し、2人の会員から疑問が出された(『国際法外交雑誌』104巻2号(2005年)228頁参照)ことを特記しておきたい。

29) Jenks, *supra* note 22, p. 211. なお、Jenks は、私企業による宇宙物体の打ち上げを禁止するという立場である。

(b) 打ち上げ場所・施設

領域打ち上げ国ないし施設打ち上げ国を責任国とする見解も多い³⁰⁾。なお、責任は打ち上げた場所に依存しないとして、これに明確に反対する立場もある³¹⁾。

(c) 打ち上げ活動に対する管轄権、打ち上げ団体の国籍

責任国を、打ち上げ活動を管轄する国とする立場や打ち上げ団体の国籍国とする立場もある³²⁾。

(5) 宇宙関係諸条約上の他の関係国

宇宙関係諸条約上の概念を用いて責任国を同定しようとする立場もある。なお、登録国基準については、前述したので省略する。

(a) 『打上げ国』

賠償責任条約(宇宙条約7条を含む)及び登録条約で定義される『打上げ国』を宇宙条約6条の責任国とする立場もある³³⁾。また、『打上げ国』は打ち上げ活動についてのみ責任を負い、それ以外の宇宙活動については別の国が責任を負うべきとする見方もある³⁴⁾。

30) 山本草二「宇宙開発」山本草二他『未来社会と法』(筑摩書房, 1976年)74-75頁; van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141; 龍澤『前掲書』(注17)227-228頁; Bittlinger, *supra* note 15, pp. 192-193; Peyrefitte, *supra* note 23, p. 257.

31) Vereshchetin, *supra* note 8, pp. 262-263.

32) 前者の立場として、山本「前掲論文(宇宙開発(1976年))」(注30)74-75頁、後者の立場として、van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141. また、Wassenbergh, *supra* note 9 ("Space Transportation" (1993)), p. 108も前者の立場に含まれよう。

33) 山本草二「現代国際法における無過失責任原則の機能」『国際法外交雑誌』69巻2号(1970年)46頁; van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141; Bittlinger, *supra* note 15, pp. 192-193. ただし、いずれも内容的には調達打ち上げ国を除外して論じている。

34) H. A. Wassenbergh, "Public Law Aspects of Private Space Activities and Space

(b) 関係当事国

宇宙条約6条第一文の責任国を第二文の定める関係当事国と同一の国として考察する立場は多い³⁵⁾。

(6) 管轄権と control³⁶⁾

管轄権 (jurisdiction) と control の概念を用いて責任国を判断するという立場は、比較的最近になって増えてきた。

(a) 管轄権

管轄権を基準に責任国を判断する学説は多い。これは、活動に対する管轄権として論じられる場合³⁷⁾と、活動を行う団体に対する管轄権として論じられ

Transportation in the Future; International Responsibility and Liability”, 38 *IISL 1995*, 246, pp. 246-247.

- 35) 山本「前掲論文(宇宙通信法(1970年))」(注15) 29, 31頁; van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141; Vereshchetin, *supra* note 8, p. 262; M. Bourély, “Rules of International Law Governing the Commercialization of Space Activities”, 29 *IISL 1986*, 157, p. 159; Bittlinger, *supra* note 15, p. 192; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 22-31; Cheng, *supra* note 11 (“Need for New Treaties” (1991)), p. 36; Peyrefitte, *supra* note 23, p. 23; ラドナー「前掲論文(非政府団体)」(注15) 211頁; Kerrest, *supra* note 14, p. 139. これらの論考のうち責任国と関係当事国が同一であると明言するものは少ないが、文脈からそのように理解していると解される。
- 36) 管轄権と control の語は、宇宙条約8条や登録条約2条2項など条約上の特定された意味だけでなく、一般国際法上も重要な概念であり多様な意味を持つ。各論考で用いられるこれらの語の意味は必ずしも明確でないことから、ここではこれらの語が基準として用いられたという点だけに着目して、紹介する。また、特に control の訳語は、明らかに宇宙条約8条及び登録条約2条2項の「管理の権限」の意味である場合を除き、ここでは原語のまま用いた。なお、管轄権の語を用いるがすでに別項で紹介したもの(属地的・属人的管轄権、宇宙物体に対する管轄権及び管理の権限など)は、省略した。
- 37) 山本「前掲論文(宇宙開発(1976年))」(注30) 73-74頁; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), p. 23, fn. 5; L. F. C. Argañarás, “Some Thoughts on State Responsibility and Commercial Space”, 44 *IISL 2001*, 65, p. 69; J. Hermida, *Legal Basis for a National Space Legislation* (2004), pp. 9, 17, 27, 35, 68. なお、1982年直接衛星放送決議8項は、この表現を用いて国家の責任について規定する。

る場合³⁸⁾とがある。なお、いずれの学説も、管轄権の行使が可能であることを基準としており、管轄権を現実に行使していることまでは要求していない。

(b) control

責任国について、国が活動に対して control を行使しうる control の行使が可能であるということを経験とする立場³⁹⁾や、活動団体に対して control を行うことを基準とする立場⁴⁰⁾もある。また、実際に control を行使していることまでを必要とする立場はなく、むしろ逆にこれを明確に否定する立場がある⁴¹⁾。

(c) 管轄権及び control

責任国の基準として管轄権と control の両方に言及する立場もある⁴²⁾。

-
- 38) K. Zemanek, "The United Nations and the Law of Outer Space", 19 *The Year Book of World Affairs 1965* (1965), 199, p. 219; 山本「同上論文」74頁; Couston, *supra* note 14, p. 14; Wassenbergh, *supra* note 34 ("Public Law Aspects" (1995)), p. 246; E. B. Impallomeni, "Article VI of the Outer Space Treaty", *Proceedings: United Nations/Republic of Korea Workshop on Space Law: United Nations Treaties on Outer Space: Actions at the National Level* (ST/SPACE/22) (2004), 348, pp. 348-349.
- 39) B. Cheng, "Article VI of the 1967 Space Treaty Revisited: 'International Responsibility', 'National Activities', and 'The Appropriate State'", 26 *Journal of Space Law* (1998), 7, p. 23; Hermida, *supra* note 37, pp. 9, 17, 27, 35, 68. また、安藤仁介「領域外の私人行為に関する国家責任」『神戸法学雑誌』30巻2号(1980年)338-339頁も、賠償責任の問題の文脈であるが、6条の責任国の基準について同じ理解を示している。
- 40) Peyrefitte, *supra* note 23, p. 258.
- 41) N. M. Matte, "Aerospace Law: Telecommunications Satellites", 166 *Recueil des cours 1980-I* (1981), 119, p. 148. また、野口「前掲論文」(注9)37頁も同旨であろう。
- 42) ラドナー「前掲論文(責任と賠償責任)」(注8)300頁。なお、Chengは、批判的に、国が管轄権または control を有さない活動について責任を負うという解釈の可能性を指摘する。B. Cheng, "International Liability for Damage Caused by Space Objects", N. Jasentuliyana/R. S. K. Lee eds, *Manual on Space Law*, vol. 1 (1979), 83, pp. 86-87.

(7) 主観的基準, 国内法基準

責任国は国際法では客観的に決まらず、各国がいずれの活動について責任を負うかを自由に国内法で決めることができるという考えがある⁴³⁾。主観的アプローチ (subjective approach) あるいは国内的アプローチ (national approach) とも呼ばれる。この考えに対する批判・反対は多い⁴⁴⁾。

(8) その他

(a) 活動に対する許可及び継続的監督の法的可能性

活動に対し許可及び継続的監督を行うことが法的に可能である (実際に行ったかどうかは問わない) 場合には、国はその活動について責任を負うべきとする主張もある⁴⁵⁾。

(b) 国際民間団体への国の参加, 国際民間団体参加への許可

宇宙活動を行う国際民間団体に参加した国や、非政府団体に国際民間団体への参加を許可した国を、責任国とする見解もある⁴⁶⁾。

2. 関係当事国の基準

次に、学説上指摘される関係当事国の基準を紹介する。多くは責任国の基準と同じであるが、いくつか異なるものもある。

(1) 活動が行われる場所を基準とするもの

責任国の場合と異なり、活動が行われる場所を基準に関係当事国を論じる立

43) I. A. Csabafi, *The Concept of State Jurisdiction in International Space Law* (1971), p. 122; H. Wassenbergh, "International Space Law: A Turn of the Tide", *22 Air and Space Law* (1997), 334, p. 335.

44) van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 140; Bittlinger, *supra* note 15, p. 192; ラドナー「前掲論文(非政府団体)」(注15) 211-212頁; Hermida, *supra* note 37, pp. 8, 70.

45) 野口「前掲論文」(注9) 37頁(野口の見解について、前掲注41参照)。

46) Wassenbergh, *supra* note 43 ("Turn of the Tide" (1997)), p. 335.

場は比較的少ない⁴⁷⁾。

(2) 活動を行う団体との関係に着目するもの

(a) 国籍、属人的管轄権、法人化準拠法

関係当事国を、活動を行う者の国籍国ないしその者に対し属人的管轄権を有する国とする立場は多い⁴⁸⁾。打ち上げ前についてののみ国籍国を関係当事国とする立場もある⁴⁹⁾。

(b) 活動団体への資本出資者の国籍、活動団体の本部所在地

責任国の場合と同じく、会社の国籍国の同定の問題はここでも指摘される⁵⁰⁾。そのため、より実質的な観点から、活動団体への資本出資者の本国⁵¹⁾や、

-
- 47) M. Howald, "Private Space Activities and National Legislation", 32 *IISL* 1989, 344, p. 345; O. Fernández-Brital, "Legal Problems of Commercial Space Transportation", 33 *IISL* 1990, 30, p. 30; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), p. 23, fn. 5; Impallomeni, *supra* note 38, p. 350.
- 48) P. G. Dembling, "Commercial Utilization of Space and the Law", 1 *Yearbook of Air and Space Law* 1967 (1970), 283, p. 287; K.-H. Böckstiegel, "Transport to Outer Space by Private Enterprises - Aspects of Air- and Space Law -", 25 *Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht* (1976), 304, p. 307; S. Gorove, "Liability in Space Law: An Overview", 8 *Annals of Air and Space Law* (1983), 373, p. 377; A. Ritholz, "International and Domestic Regulation of Private Launching Ventures", 20 *Stanford Journal of International Law* (1984), 135, pp. 141-142; 龍澤『前掲書』(注17) 227頁; Howald, *ibid.*, p. 345; Fernández-Brital, *ibid.*, p. 30; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 23-25; Couston, *supra* note 14, p. 15; W. B. Wirin, "Practical Implications of Launching State - Appropriate State Definitions", 37 *IISL* 1994, 109, p. 114; F. Lyall, "Telecommunications and the Outer Space Treaty", 40 *IISL* 1997, 385, p. 389; 青木節子「宇宙の商業利用」国際法学会編『日本と国際法の100年 第2巻 陸・空・宇宙』(三省堂, 2001年) 255頁; Impallomeni, *ibid.*, p. 350.
- 49) G. Silvestrov, "On the Notion of the 'Appropriate' State in Article VI of the Outer Space Treaty", 34 *IISL* 1991, 326, p. 327.
- 50) Böckstiegel, *supra* note 48, p. 307; Vereshchetin, *supra* note 8, p. 263; P. D. Nescos, "International and Domestic Law Applicable to Commercial Launch Vehicle Transportation", 27 *IISL* 1984, 98, p. 100; Ritholz, *supra* note 48, p. 142; Couston, *supra* note 14, p. 17. なお, 前掲注20参照。

活動団体の本部所在地・主たる事業地のある国⁵²⁾を関係当事国とすべきと主張される。

(c) 活動の許可

活動に対しライセンスを付与した国が関係当事国であるとする立場もある⁵³⁾。

(d) 活動団体の財産の所在国

宇宙物体を control する打ち上げ業者・衛星運用業者の財産が所在する国を関係当事国に含めるべきという見解もある。関係当事国はその団体に対し制裁を課しうる国であるべきというのが理由である⁵⁴⁾。

(3) 宇宙物体との関係に着目するもの

(a) 宇宙物体の登録

宇宙物体の登録国を関係当事国とする見解は多い⁵⁵⁾が、この見解は比較的新しい。

51) K. Henaku, "Private Enterprises in Space Related Activities: Questions of Responsibility and Liability", 3 *Leiden Journal of International Law* (1990), 45, pp. 51-52. 分かりにくい⁵⁾が, Wirin, *supra* note 48, p. 114 もこれに含まれよう。

52) I. Herczeg, "Problems of Interpretation of the Space Treaty of 27 January 1967", 10 *IISL 1967*, 105, p. 107; Ritholz, *supra* note 48, p. 142; Bourély, *supra* note 35, p. 159; Henaku, *ibid.*, pp. 51-52; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 24-25; Impallomeni, *supra* note 38, p. 350.

53) Bourély, *ibid.*, p. 159; Wassenbergh, *ibid.*, pp. 24-25; Lyall, *supra* note 48, p. 389.

54) Ritholz, *supra* note 48, p. 142.

55) Bourély, *supra* note 35, p. 160; Fernández-Brital, *supra* note 47, p. 30; B. Reijnen, "International Law and Business in Space – In Europe", 33 *IISL 1990*, 68, p. 70; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 26-27, 29; Impallomeni, *supra* note 38, p. 350; 青木「前掲論文」(注48) 255頁; Silvestrov, *supra* note 49, pp. 327-328.

(b) 宇宙物体の所有

宇宙物体の所有に着目して関係当事国を論じる立場もある⁵⁶⁾。

(c) 宇宙物体の製造場所

宇宙物体の製造場所の国を関係当事国とする見解がある⁵⁷⁾。これは、責任国の基準には見られない見解である。ただし、反対説も多い⁵⁸⁾。

(d) 宇宙物体が control されまたは運用される場所を支配する国

これもまた責任国の基準として言及されていないが、宇宙物体が control されまたは運用される場所を統治する (governing) 国を関係当事国とする立場もある⁵⁹⁾。

(4) 物理的打ち上げと関係づけるもの⁶⁰⁾

(a) 打ち上げ場所・施設

領域打ち上げ国ないし施設打ち上げ国を関係当事国とする見解は多い。これについては、打ち上げ活動についてのみ関係当事国とする立場⁶¹⁾と、特にそのような限定を示さない立場⁶²⁾とがある。

56) Bourély, *ibid.*, p. 160.

57) Herczeg, *supra* note 52, p. 107; Bourély, *ibid.*, p. 159.

58) E. Galloway (cited by Herczeg, *ibid.*, p. 108); K.-H. Böckstiegel, "The Terms 'Appropriate State' and 'Launching State' in the Space Treaties - Indicators of State Responsibility and Liability for State and Private Space Activities", 34 *IJSL* 1991, 13, p. 14; Wirin, *supra* note 48, p. 114. Herczeg 報告書が紹介するこの Galloway の見解は肯定説として引用されることが多い (Böckstiegel, *ibid.*, p. 114; Wirin, *ibid.*, p. 110) が、反対説と考えるべきと思う。なお、ここで紹介される Galloway の見解は実は彼女の見解ではないという指摘もある (Wirin, *ibid.*, p. 110)。

59) Bourély, *supra* note 35, p. 159.

60) 責任国の場合と異なり、国自らが打ち上げを行う場合及び打ち上げ活動に対する管轄権を基準にする立場はなかった。

61) Dembling, *supra* note 48, p. 287; Silvestrov, *supra* note 49, p. 327; Wassenbergh, *supra* note 34 ("Public Law Aspects" (1995)), pp. 246-247.

(b) 打ち上げにおける役割

関係当事国は、宇宙物体の打ち上げに重要な役割を演じるすべての国でありうるという見解もある⁶³⁾。

(5) 宇宙関係諸条約上の他の関係国⁶⁴⁾

(a) 『打上げ国』

賠償責任条約及び登録条約で定義される『打上げ国』を関係当事国とする見解は多い⁶⁵⁾。他方、『打上げ国』であっても必ずしも関係当事国にはならないとする見方もある⁶⁶⁾。

(b) 責任国⁶⁷⁾

これは、関係当事国は6条第一文の定める責任国であるとする立場である⁶⁸⁾。

62) Herczeg, *supra* note 52, p. 108; van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141; Bourély, *supra* note 35, p. 159; 龍澤『前掲書』(注17) 229頁; Howald, *supra* note 47, p. 345; Fernández-Brital, *supra* note 47, p. 30.

63) 1967年の国際宇宙法学会において、Bartos 議長は、宇宙条約の解釈を担当した Herczeg の報告書が関係当事国について示した見解 (Herczeg, *ibid.*, p. 107) が学会で受け入れられたとして、Herczeg の見解をこのように言い換えた。“Summary of Discussions”, 10 *IISL* 1967, 114, p. 116.

64) 「登録国」は既述。

65) van Traa-Engelman, *supra* note 16, p. 141; Gorove, *supra* note 48, p. 377; Bourély, *supra* note 35, p. 160; Henaku, *supra* note 51, p. 51; 青木「前掲論文」(注48) 255頁; Impallomeni, *supra* note 38, p. 350。ただし、多くは領域・施設打ち上げ国に限定しており(注62参照)、明確に調達打ち上げ国まで含むとする立場は青木のみである。

66) Wirin, *supra* note 48, p. 115.

67) 前述の責任国の項(1.(5)(b))は責任国はどの国かという観点から指摘された基準であるのに対し、これは関係当事国はどの国かという観点からの基準であり、ここでは一応区別した。

68) Böckstiegel, *supra* note 48 (“Transport” (1976)), pp. 307-308; Henaku, *supra* note 51, p. 51; Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 22-31; Kerrest, *supra* note 14, pp. 138-139; Hermida, *supra* note 37, esp. pp. 36-41, 70.

(6) 管轄権と control

関係当事国を、活動を管轄する国とするもの⁶⁹⁾、活動団体を管轄する国とするもの⁷⁰⁾、活動に対する国家の control を基準とするもの⁷¹⁾、活動を行う団体に対する管轄権及び control の両方を基準として言及するもの⁷²⁾があるが、ごく少数である。

(7) 主観的基準、国内法基準

責任国の場合と同じく、関係当事国は主観的に定まらざるを得ないとする立場もある⁷³⁾。

(8) その他

(a) 活動への参加の程度

関係当事国の基準として、実質的な参加の有無、つまり意思決定における支配的役割 (controlling role) の有無を考慮する見方もある⁷⁴⁾。

(b) 機能的アプローチ

状況に応じて場合ごとに関係当事国を判断するという考えを提唱する立場も

69) Wassenbergh, *ibid.*, p. 23, fn. 5; P. L. Meredith/G. S. Robinson, *Space Law: A Case Study for the Practitioner* (1992), p. 43.

70) 山本「前掲論文(宇宙通信法(1970年))」(注15) 29頁。2004年国連総会決議59/115「『打上げ国』の概念の適用」1項は、この解釈への支持を示唆する。なお、1979年月協定14条1項は、この表現を用いて「関係当事国」について規定する。

71) Wirin, *supra* note 48, pp. 113-114.

72) Bourély, *supra* note 35, p. 159; Impallomeni, *supra* note 38, p. 350.

73) 青木「前掲論文」(注48) 250頁。青木は、各国のその主観(国内宇宙法)を詳しく分析して、関係当事国として国内法を制定する国は、国籍国、『打上げ国』、登録国であると結論づける(「同上論文」255頁、また前掲注48, 55, 65参照)。本稿で紹介した論考の中で最も実証性に優れるだけでなく調達打上げ国を重視している点で注目すべきであるが、主観的基準を用いる限り、この結論は正確には6条第二文の解釈ではなく参考情報・一般的傾向の指摘に止まることになろう。

74) Wirin, *supra* note 48, p. 113.

ある⁷⁵⁾。これは機能的解釈 (functional interpretation) や機能的アプローチと呼ばれる⁷⁶⁾が、このような考えは定義の欠如を意味するとの批判もある⁷⁷⁾。

3. 主要学説

次に主要学説を紹介する。前述したようにこの問題については一人一学説という様相でありいくつかの論者を代表させても正しく学説状況を示すことにはならないことを承知した上で、ここでは、よく引用され影響力を有するもの、特徴ある内容を有するもの・複雑な論理を展開するもの、注目すべきものなど、上記の各基準における紹介では不十分と思われるものを取り上げることにした。取り上げる順序は単に年代順である。なお、各論者は、論考により説明の仕方や用語・概念が異なったりあるいは考えを修正・全面変更したりしているが、これを逐一紹介する余裕はないため、特に代表的な論考を中心に紹介した。

(a) 山本草二

山本は、法原則宣言を扱った1966年の著書以来多くの論考において責任国・関係当事国について言及する⁷⁸⁾が、それぞれ用いる表現や説明の仕方が異なる。ここでは代表論文と言える1976年論文を紹介する。

この論文では、まず、6条第一文前段について、「宇宙活動に伴う国際違法

75) J. Rzymanek, "Some Legal Aspects of Commercialization of Outer Space", 30 *IISL* 1987, 246, p. 248; Böckstiegel, *supra* note 58 ("Appropriate State and Launching State" (1991)), p. 14; Hermida, *supra* note 37, p. 44.

76) Böckstiegel, *ibid.*; 韓相照「商業的宇宙活動の法的側面」『法学政治学論究(慶応大学法学研究科)』30号(1996年)152頁。

77) K.-H. Böckstiegel, "The Term 'Appropriate State' in International Space Law", 37 *IISL* 1994, 77, p. 79, n. 8 が紹介している。

78) 主なものとして、山本草二『宇宙通信の国際法』(有信堂, 1966年)309-314頁, 同「前掲論文(宇宙通信法(1970年))」(注15)29-33頁, 同「前掲論文(無過失責任(1970年))」(注33)46頁, 同「宇宙法における開発概念」『国際法外交雑誌』69巻4・5・6号(1971年)306-307頁, 同『国際法における危険責任主義』(東京大学出版会, 1982年)232-236頁がある。また、概説書の『国際法』(有斐閣, 1985年)434-435頁及び『国際法(新版)』(有斐閣, 1994年)486-487頁参照。

行為の責任は、すべてこの活動を管轄する国に集中する」としつつ、これを言い換えて、「打上げ活動を管轄する国が直接に国際的責任を負う」とも述べる(傍点筆者)。そして、この国家への責任集中の原則は、「宇宙活動の実施主体となる私人に対して打上げ国が行使する特別の属地的、属人的な管轄権を根拠にしている」と論じる。6条第一文後段については、一方で宇宙活動の実施主体である非政府団体の本国が確保する責任を負うとし他方でこれは「打上げ国の包括的な責任」としており、更に、第二文に関する説明では打上げ国が許可及び継続的監督を行うべき旨述べる⁷⁹⁾。ここでいう打ち上げ国は、文脈から、領域打ち上げ国と施設打ち上げ国を指しているようである。

以上から、判然としないところがあるが、責任国と領域・施設打ち上げ国と関係当事国が同一であり、またこれらと宇宙活動・活動団体・打ち上げ活動を管轄する国が同一でありしかもそれは活動団体の本国(国籍国)とも同一である、という理解のようである。

(b) H. L. van Traa-Engelmann

van Traa-Engelman は、1983年の国際宇宙法学会報告において、私企業による宇宙活動の増大を認識しつつ、6条の責任国について論じた。これが、現実の宇宙商業化現象を念頭において具体的に責任国・関係当事国問題を取り上げた最初の論考と言ってよい。その論理構成は分かりにくいだが、概略以下である。

彼女は、国連宇宙空間平和利用委員会の1983年報告書⁸⁰⁾に言及しつつ、6条の「自国の活動」の解釈問題の重要性を強調する。その解決方法として、自国の活動の範囲を個別国家に委ねるとする国内的アプローチ(national approach)と国際法つまり宇宙条約その他の宇宙法関連文書から導くという方法の2つがありうることを指摘するが、彼女自身は後者を是としているよう

79) 山本「前掲論文(宇宙開発(1976年))」(注30)73-76頁。

80) 後述注100。

である。その後者についてであるが、まず、宇宙条約9条(自国民の活動について協議義務を規定する)が言及する国籍基準、7条及び賠償責任条約が言及する領域・施設基準は、それぞれ責任の特定の種類に関するものであり、6条の国家責任の一般的概念を決定できないとする。その上で、彼女は、国家責任を伴うような国家と活動との関係は宇宙条約5条と8条の定める国内登録から生じることを指摘し、それぞれの規定に関する条約である1968年宇宙救助返還協定と登録条約がそれぞれ「打上げ機関」「打上げ国」に言及していることに注目する。そして、宇宙条約の当事国が、6条第二文の関係当事国を『打上げ国』と同一とすることを一致して受け入れるのが望ましいとしつつ、これを言い換えて、許可及び継続的監督の行使の義務は領域・施設打上げ国に課せられると説明する。この考えは、自国の領域に対する国家の実効的 control の実行に従っているとして、その理由を補強する。そして、同じ考えが「自国の活動」の語を決定するために適用されると結論づけ、この『打上げ国』基準が宇宙活動のほとんどすべての場合をカバーすると指摘する。ただし、民間団体が国家の領域・施設以外から宇宙物体を打ち上げる場合は、第二の基準としてその団体の国籍及び／または所在地を採用すべきと主張する⁸¹⁾。

以上のように、彼女は、責任国と関係当事国は同一であり、『打上げ国』基準(具体的には領域・施設打上げ国)を原則としつつ、第二基準として打ち上げ団体の国籍国・所在国基準を採用する、という理解である。

(c) H. Bittlinger

Bittlinger は、1987年の国際宇宙法学会報告で、「責任国の同定」の表題の下、責任国の範囲を論じる。

彼はまず、責任国の基準は6条第二文の関係当事国と同一であることを明言する。その上で、6条の「自国の」と「関係当事国」の意味について、主観的

81) van Traa-Engelman, *supra* note 16, pp. 140-141. 彼女は、その後の1993年の著書でもこれとほぼ同一の見解を示している。*Ibid.*, *Commercial Utilization of Outer Space* (1993), pp. 60-63, 281.

アプローチ（国内法または宇宙物体の登録を基準とする）と客観的アプローチに区別し、前者は、すべての宇宙活動が国際宇宙法に合致することは保証できない、国の責任は国自身の裁量に服すべきでない、として客観的アプローチを支持する。客観的アプローチとしては、宇宙条約9条が自国民の宇宙活動についての国の義務を規定していることを根拠に、少なくとも国籍国基準があるとす。また、『打上げ国』基準も、射場に対し管轄権を行使する国は少なくとも国籍国と同じ程度に打ち上げを実効的に control できるが、私人活動に対する実効的 control は国際法において国際責任の基礎の可能性として強調されること、及び、登録条約による国連への情報提供が責任国を明確にすること、を理由に支持すべきものとする。以上をまとめて、彼は、Marcoff の著書⁸²⁾の、「自国の活動」は、属地的管轄権または属人的管轄権に服するすべての者の活動を意味しうるとする一節を引用して、これを結論として示す。また、当時制定されていたいくつかの国（スウェーデン、英国及び米国）の国内宇宙法も参照して、この結論を確認している⁸³⁾。

彼の見解と Marcoff の一節との論理関係がよく分からないが、Bittlinger の結論は、責任国と関係当事国は同一国であり、これは国籍国と『打上げ国』を指す、ということになる。ただ、この『打上げ国』基準は射場に対する管轄権行使を理由にしていることから、調達打上げ国は除外されているようである。なお、国内法への参照も従前の学説には見られなかった注目すべきアプローチといえる。

(d) B. Cheng

Cheng は、宇宙条約成立直後の1968年の論文で「6条に関して提起される多くの問題の中でも、『自国の活動』の意味が最も重要である」と述べ⁸⁴⁾、この問題に古くから強い関心を寄せている。彼の考え方は管轄権理論に基づい

82) Marcoff, *supra* note 8.

83) Bittlinger, *supra* note 15, pp. 191-193.

84) Cheng, *supra* note 8 ("1967 Space Treaty" (1968)), p. 586.

ており、特に *jurisfaction* と *jurisaction* という彼の造語⁸⁵⁾ を用いて論じられる点に特徴がある。以下、特に1991年論文と1994年論文を中心に紹介する⁸⁶⁾。

1991年の論文では、まず、商業的宇宙活動に従事する者に混乱と危険を与えないようにするため、「自国の活動」と「関係当事国」の明確化・統一化のための国際合意の必要を指摘する。そして、ここで国家管轄権規則の適切な理解の必要を説く。すなわち、国家管轄権は3つの型(属地的管轄権、準属地的管轄権及び属人的管轄権)と2つの要素(*jurisfaction* 及び *jurisaction*)で理解され、論理的には管轄権を有する国が責任を負うが、実際に責任を負う唯一の国は優位する *jurisaction* を行使する国である。その国とは、(i)活動が1国の領域内で行われる場合は、領域国、(ii)活動が領域外の船舶、航空機または宇宙船の中で行われる場合には、船舶の旗国、航空機・宇宙物体の登録国、(iii)活動が無主地または領域外の無国籍の船舶・航空機・宇宙船の中で自国民により行われる場合には、その国籍国、である。しかし、これ以外の国もその活動に対し競合管轄権を有する限度で、責任(残余責任)を負うべきとする。したがって宇宙条約6条の関係当事国は複数存在することになるし、これらの国とは別に宇宙損害賠償責任を負うべき国なども活動に対し *control* を行使しようとすることになる。しかし、宇宙の商業的発展の観点から、許可を2以上の国から得ることを避けるために関係国間での協定により単一国が許可手続きを扱うよ

85) Chengによると、*jurisfaction* とは国家管轄権の規範的要素を指し、国内法を制定し、裁判判決を言い渡し及びその他の法的に拘束力ある決定を採択する法的権限をいう。また、*jurisaction* とは国家管轄権の具体的または物理的要素を指し、国内法を制定するための機構を構築し、国内法を履行し及び実施する法的権限をいう。B. Cheng, *Studies in International Space Law* (1997), p. xlviii, また、Cheng, *supra* note 11 ("Need for New Treaties" (1991)), p. 37 参照。本稿でも触れられているように、他の学者の論考においてもこれらの語が徐々に受け入れられるようになってきている。

86) これら以外では、特に、B. Cheng, "Responsibility and Liability for Space Activities", 11 *Encyclopedia of Public International Law* (1989), 299, pp. 302-303; *ibid.*, "International Responsibility and Liability for Launch Activities", 20 *Air and Space Law* (1995), 297, pp. 302-305; *ibid.*, *supra* note 39 ("Article VI" (1998)), pp. 20-29 が重要である。

うにすることが望ましいとする⁸⁷⁾。

1994年の論文では、従来の見解に加えて、宇宙活動を行う者が実効的 jurisdiction 下になくとも、その者を国が自国の実効的 jurisdiction 内に引き連れる能力がある場合（例えば犯罪人引き渡しによる場合など）にも、この責任を負うべきという見方を加えた⁸⁸⁾。

彼の見解は、1968年論文以降一貫しており、宇宙活動に対しておおよそ何らかの管轄権を有する国が責任国であり関係当事国である。具体的には、領域国、船舶旗国、航空機・宇宙物体登録国及び国籍国であるが、更に jurisdiction の実効性により優劣をとらえ、更に行為者を実効的 jurisdiction 内に引き連れる能力といった要素も考慮するという、複雑な理解である。しかし、国が活動に対し jurisdiction を有するかどうかという点が唯一の基準であり、考え方は明瞭である。

(e) K.-H. Böckstiegel

Böckstiegel は、1990年までは、関係当事国と責任国は同一であり、宇宙条約9条の規定から国籍のみの単一基準を採用する立場を堅持していた⁸⁹⁾が、その後大きく考えを変更した。

彼は、1991年の国際宇宙法学会報告において、次のように論じる。すなわち、（従前彼が主張していた）国籍国基準は宇宙条約7条及び賠償責任条約が採用している『打上げ国』基準と異なりうることになりこれは不満足な解決方法であること、また特に『打上げ国』は複数国があり得るがこれと同じ基準を関係

87) Cheng, *supra* note 11 (“Need for New Treaties” (1991)), pp. 36-38.

88) Cheng, *supra* note 25 (“Responsibility and Liability” (1994)), pp. 157-159. 私見をいうと、犯罪人引渡制度は個人の行う自然犯の行為を対象とするものであるから、企業の行う宇宙活動にこれを用いるのは無理があると思う。

89) Böckstiegel, *supra* note 48 (“Transport” (1976)), pp. 307-308; *ibid.*, “Legal Aspects of Space Activities by Private Enterprises – Introductory Report –”, 19 *IISL* 1976, 234, p. 236; *ibid.*, “Reconsideration of the Legal Framework for Commercial Space Activities”, 33 *IISL* 1990, 3, p. 5.

当事国に適用すると複数の関係当事国がありうることになりこれは国籍国単一基準と両立しないこと、学説上も複数の関係当事国が支持され様々な基準が主張されていること、起草過程を見ると関係当事国と『打上げ国』は同一とも異なるとも解しうることを指摘する。その上で、結論として、6条は関係当事国の定義についていくつかの異なる主張の余地を許しており、一つの主張及び解釈が他のすべての解釈を排除するほど十分に圧倒しているわけではないことから、自国の活動についての責任という観点からの国によるすべての必要な許可と監督を規定するという6条の意図に留意して場合ごとに関係当事国を定義する「機能的解釈 (functional interpretation)」を提唱した⁹⁰⁾。

(f) H. A. Wassenbergh

Wassenbergh は、この問題を繰り返し取り上げ、立法論も含めて意欲的に論じているが、独特な内容を持ちいずれの論考も極めて難解である。本稿では彼の多くの論考を各基準について引用しておりいずれの論考も重要であるが、ここでは彼の見解が最も示されていると思われる1995年の国際宇宙法学会報告を中心に紹介する⁹¹⁾。

1995年報告では、彼は、現行宇宙法上は、6条第一文の責任国 (Wassenbergh はこれを national State と呼ぶ) がその管轄下にある非政府団体について国際的に責任を負うが、これは常に『打上げ国』であって、かつその『打上げ国』が第二文の「関係当事国」として許可・監督を行うこととなっており、『打上げ国』のみが登録国たりうる、と理解する。彼は、そのように理解される現行宇宙法規定を批判し、様々に論を進めつつ、結論として概要以下のような解釈・立法論を示す。すなわち、まず、「自国の活動」をその国が宇宙活動のラ

90) *Ibid.*, *supra* note 58 (“Appropriate State and Launching State” (1991)), pp. 13-14. 彼は同じ見解を1994年の国際宇宙法学会でも繰り返している。*Ibid.*, *supra* note 77 (“Appropriate State” (1994)), pp. 77-79.

91) 以下で取り上げるもの以外では、Wassenbergh, *supra* note 8 (*Principles* (1991)), pp. 22-31; *ibid.*, *supra* note 9 (“Space Transportation” (1993)), pp. 108-109 がある。

イセンスを与えた非政府団体の活動として捉える。その上で、物理的な意味での宇宙空間における活動（宇宙物体の行動を含む）と打ち上げ活動を区別し、前者の宇宙空間における活動について責任と許可監督義務を有するのが national State であり、後者の打ち上げ活動について責任と許可監督義務を有するのが関係当事国 = 『打上げ国』である。前者の national State は、団体が実際に宇宙空間において活動を行う時にその団体に対し Cheng のいう jurisdiction と jurisdiction を有する国である。また、宇宙空間における活動は宇宙物体の行動を含み、したがって物体の行動について責任を負うのは national State = 宇宙物体の登録国である（ここで、それを可能とするような登録条約改正の必要を指摘している）。後者の打ち上げ活動に責任を負う関係当事国 = 『打上げ国』は、打ち上げ活動に対し jurisdiction を有する国であり、それは自国領域・施設から物体が打ち上げられる国である⁹²⁾。

その後、1996年論文では、関係当事国は条文上単数形であることを強調して、これは1国のみであるべきという考えを明確にしている⁹³⁾。また、1997年論文では、新たに、国際的非政府組織（international non-governmental organizations）に参加する国が、あるいはその国が存在しない場合は非政府団体（non-governmental entities）にこの組織への参加の許可を与えた国が、この組織の活動について責任を負うとする見解を示した。また、何が「自国の」活動であるかは国内法の範囲による、とも述べる⁹⁴⁾。

Wassenberg は理解困難な独特の考えを示しているが、要するに、物理的な意味での宇宙空間における活動について責任と許可監督義務を有するのが national State（責任国）であり、打ち上げ活動について責任と許可監督義務を有するのが関係当事国 = 『打上げ国』（領域・施設打上げ国）である、というのが彼の定義である。ただ、1997年論文で新たに示された国内法基準説が

92) *Ibid.*, *supra* note 34 (“Public Law Aspects” (1995)), pp. 246-247.

93) *Ibid.*, “A Launch and a Space Transportation Law, separate from Outer Space Law?”, 21 *Air and Space Law* (1996), 28, p. 30.

94) *Ibid.*, *supra* note 43 (“Turn of the Tide” (1997)), p. 335.

従前の理解とどういう関係にあるのか分からない。また、「自国の活動」はその国がライセンスを与えた団体の活動としているが、そうなると国家がライセンスを与えていない団体の活動については6条の適用がない、つまりいずれの国からもライセンスを受けていない活動についてはどの国も責任を負わないということになる。なお、1995年報告では、責任国=『打上げ国』=関係当事国とする現行宇宙法を大前提にこれを厳しく批判するが、そのような大前提は本稿で詳しく見たようにそもそも存在しない。しかしながら、6条の「宇宙空間における活動」の文言を物理的な意味での宇宙空間における活動と打上げ活動とに区別して論じるという考えは、注目すべきである⁹⁵⁾。

(g) J. Hermida

Hermidaは、2004年の著書で、次のような論を展開している。

まず責任国についてであるが、宇宙条約6条の自国の活動は国家が管轄権を有する活動すなわち法的 control を行使する可能性を持つ活動であり、国家は法的 control を行使する機会 (opportunity) を有する活動についてつまり国家の jurisdiction (属地的か、準属地的か属人的かを問わない) 内にある活動について責任を負う、とする⁹⁶⁾。また、軌道上の衛星の売買があった場合も、新たに現れる国が責任を負う、なぜならその国が法的 control を行使する機会を有する、つまり軌道上の衛星の利用はその国の属人的 jurisdiction 内にあるから、とする⁹⁷⁾。

他方、関係当事国については、起草過程に簡単に触れいくつかの論考を紹介した上で、各宇宙活動について複数の関係当事国がありえ、また、論者のそれぞれの解釈のほとんどすべてが各状況に応じて妥当でありうる、として、結論として、各活動の性格に照らして場合ごとに判断されなければならないという

95) 佐古田彰「宇宙条約6条第一文・第二文の成立(三・完)」『商学討究(小樽商科大学)』53巻2・3合併号(2002年)197頁参照。

96) Hermida, *supra* note 37, pp. 9, 27, 35, 68.

97) *Ibid.*, p. 17.

見解を示した⁹⁸⁾。責任国との関係は、必ずしも明言していないが、同一と捉えているようである⁹⁹⁾。

Hermida は、このように、責任国の基準を、宇宙活動に対し *jurisdiction* を有することすなわち法的 *control* を行使する機会を有することとし、関係当事国については場合ごとに判断するという考え方をとり、そして両者は同一国であるという見方のようである。ただ、責任国・関係当事国いずれについても、その基準の具体例は示されていない。

4. 小 括

(1) 学説状況のまとめ

以上、宇宙条約 6 条の責任国と関係当事国の基準に関する学説を整理してみた。これから明らかなように、学説は多種多彩でありほとんど一致するところがない。また、各論者の見解の論拠・理由・論理も多様かつ複雑でありしかも同一の論者でも論考により微妙なあるいは大きな違いがあることも少なくない。そのため、上記のような整理の仕方は乱暴なやり方であることに留意する必要がある。そのことを十分に認識しつつ、あえてこの問題に関する学説の状況をまとめてみると、次のように言うことができよう。

(a) 学説の関心の推移

宇宙条約 6 条第一文の責任国と第二文の関係当事国の基準に関する学説の関心は、大きく 3 期に分けられるようである。

法原則宣言の時代を含む第 1 期では、この問題はそれほど注目されることなく各論者の見解が簡単に述べられる程度でしかなかった。これが現実的な問題として何人かの学者が関心を寄せるようになったのが、1980年代初頭に始まる第 2 期である。その画期とも言えるのが、国連宇宙空間平和利用委員会が作成した『私企業と宇宙空間の探査』と題する1983年5月2日付の短い報告書であ

98) *Ibid.*, pp. 40-44.

99) *Ibid.*, pp. 36-41, 70.

る。この報告書は、将来的に私企業による宇宙活動への参加が増大することによって国際社会が解決しなければならない様々な問題が生じること、特に「政治的及び法的観点では、私企業の存在は、責任と規制 (responsibility and regulation) の根本的な問題を引き起こす」ことを指摘する¹⁰⁰⁾。学説上も、この頃を境に6条の解釈問題に強い関心が向けられるようになったことが窺える。

そして、本格的に学説論争が繰り広げられるようになった第3期は、1990年前後に始まる。この頃に、1989年出版の『国際公法辞典』が「宇宙活動についての責任及び賠償責任」という独立の項目を置いたこと¹⁰¹⁾と、1991年及び1994年の国際宇宙法学会が共通テーマとして責任国・関係当事国の概念などを含む定義問題を扱ったこと¹⁰²⁾が注目される。

(b) 学説上指摘される基準の概略

責任国及び関係当事国の基準をめぐる学説状況についていうと、まず学説は責任国について論じる立場と関係当事国に関心を寄せる立場とに分けられる。大雑把に言うと、前者は理論面からの関心が強い（特に一般国際法上の国家責任及び宇宙条約7条ないし賠償責任条約の定める賠償責任との関係）のに対し、後者は実際面を重視している（許可及び監督という国内法制との関係で）といえる。いずれの立場も宇宙条約成立当初から見られるが、いずれか一方のみに焦点が当てられることが一般である。両方に言及がある場合も、一方について論じながら同じ文脈で他方にも言及するなど両者を区別して取り扱う例は少なく、いずれにせよ両者を統一的・整合的に捉えようとする立場は、Wassenbergh など一部の論者を除きほとんどいない。

100) A/AC.105/L.131, p. 2, paras. 8-9.

101) Cheng, *supra* note 86 (*Encyclopedia* (1989)).

102) 1991年の大会で Böckstiegel (*supra* note 58 (“Appropriate State and Launching State” (1991))) と Silvestrov (*supra* note 49) が行った報告が、表題に「関係当事国」の語を用いた恐らく初めての論考であろう。

学説の指摘する様々な基準についていうと、まず、責任国・関係当事国共に最も学説の支持が多いのが、国籍基準である。宇宙物体の登録国を責任国・関係当事国とする見解も、比較的多い。物理的打ち上げ・『打上げ国』を重視する見解も、有力である。特に、本稿で紹介した主要学説の多くがこの見解を支持していることに留意する必要がある。場所基準及び管轄権（と control）の基準の支持者は、いずれも責任国については多いが関係当事国については少ない。他方、責任国と関係当事国を同一国として扱う論考は多い。学説上指摘される基準は多様であり用語も異なるが、本質において共通する点は、活動・活動団体等に対し国家の何らかの権限が及ぶことを基準としていることである。そしてそれは、実際に権限を行使していることまでは要求されず、権限がある（権限行使が可能である）ことだけで足りるという見方が多い。

(2) 学説の多様性と法的安定性の欠如

しかしながら、学説状況についてのこのような観察結果の分析はほとんど意味を持たない。この観察において最も問題視すべきことは、責任国・関係当事国の基準について学説上ほとんど一致していないという点である。ここまで学説が多様にすぎると、もはやこの規定について法的安定性はほとんど得られないと言わなければならない。それは、一方では、宇宙条約6条により各国は誰の行ういかなる活動について責任・義務を負うのかがはっきりせず、そのため、国は私企業活動に関連して予想もできないような責任追及を受ける恐れがある。他方で、ある国が外国の私企業活動に関連して自国に何らかの望ましくない結果が発生しその活動に責任・義務があると考えられる国に対し苦情を申し入れあるいは責任追及をしようとしても、その国が責任・義務の範囲を狭く解し責任なしと抗弁することも可能となる¹⁰³⁾。要するに、私企業の宇宙活動に

103) ただ、政策決定者の立場に立つなら、国際法規範が不明確であればあるほど、国内法でその国としての当該国際法規範の解釈を示すことが肝要であろう。その解釈に対し他国から異議が出されず長期にわたりその解釈に基づく国内措置が実施されている場合、その国内措置は国際法違反とされにくく、あるいは少なくとも当該措置に対抗力が認められよう。

関して国際紛争が発生したとき、いかなる解決が得られるのかは、誰も予想できないのである¹⁰⁴⁾。

(3) 宇宙活動の現実と学説との落差

さて、学説状況に戻ろう。前述したように、大半の学説は、責任国・関係当事国の基準として活動・活動団体等に対する国家の何らかの権限に着目している。しかし、これは、国家が何ら権限を行使しえない活動についてまで宇宙条約6条は国に責任・義務を求めているといういわば当たり前のことを述べているに過ぎない。問題は、権限が及ぶ場合は即責任・義務を負うということになるのか、である。Chengを始め何人かの学者は基準に優劣をつけあるいは場合分けするが、その視点は抽象的・一般的にすぎ、宇宙活動という具体的な現実への妥当性までは考慮していない。つまり、私企業による宇宙活動の実情や宇宙科学技術の特性といった具体的現実がどこまで考慮された上での基準設定なのか疑問が残るのである。

ここで問題点を明確にするために、いくつか具体例を示してみよう。

通信衛星 N-Star C (国際標識番号¹⁰⁵⁾2002-035B) は、NTTドコモ (日本) が所有運用する衛星である¹⁰⁶⁾。この衛星は、2002年7月5日に仏領ギアナから Arianespace 社 (フランス) により Ariane 5 ロケットで打ち上げられた。この衛星の製造は Lockheed Martin 社 (米国) であり、打ち上げの許可はフランス政府が与えている。領域打ち上げ国、打ち上げ会社の国籍国及び打ち上げ許可国はフランス、衛星製造会社の国籍国はアメリカであるが、この衛星の登録は日本が行った¹⁰⁷⁾。

104) ここでは詳述しないが、このような状況は、国からの規制を受ける立場である私企業にとっても法的安定性に不安を抱かせる要因となる。

105) 国際標識番号については、後述「三. 1. (4)」参照。

106) 衛星通信年報編集委員会編『衛星通信年報 平成18年版』(KDDI エンジニアリング・アンド・コンサルティング, 2006年) 85頁参照。

107) ST/SG/SER.E/425。これは、日本政府が2003年に国連に提出した登録文書である。「登録文書」については、後述「三. 1. (2)」参照。

通信衛星 Thuraya-1 (国際標識番号2000-066A) は、アラブ首長国連邦 (UAE) の通信会社 Thuraya 社が所有運用する衛星である¹⁰⁸⁾。この衛星は、2000年10月21日に公海上の船舶 (リベリア船籍) から Sea Launch 社¹⁰⁹⁾ (設立当初は英国法人、後に米国法人、株主はアメリカ、ロシア、ノルウェー及びウクライナからの4法人) により Zenit 3SL ロケットで打ち上げられた。衛星の製造は、Boeing Satellite Systems 社 (米国、旧 Hughes Space and Communications 社) である。この衛星の登録は、UAE が行った¹¹⁰⁾。打ち上げ許可は、船舶旗国であるリベリアではなく米国が与えている。同社に対する打ち上げ許可国は、英国法人時代から一貫して米国である。

本稿で問題にしようとしていることは、先に詳しく紹介した責任国・関係当事国の基準に関する様々な学説は果たしてこのような現実を説明できているのか、ということである。なぜ、これらの事例において衛星を登録したのが日本あるいは UAE なのだろうか。これらの国は宇宙物体とのいかなる関係に基づき登録を行ったのであろうか。この登録実行は例外的なのかそれとも一般的なものなのだろうか。これらの事例で現れている国のうち、いずれが責任国でありいずれが関係当事国なのだろうか。これまで学説が関心を寄せてこなかった現実がはっきりとした形で進行しそこに何らかの国家意思が反映しているのだとしたら、それは実定国際法の解釈において最大限考慮すべきである。本稿が宇宙物体の登録実行に目を向けるのも、その現実を認識するための1材料として有用であると考えためである。

(2006年9月29日稿) (未完)

【付記】本稿は、平成17-19年度科学研究費補助金基盤研究(B)「国際公共利益の制度化と複雑化する執行過程の統合に関する研究」による成果の一部である。

108) 『衛星通信年報』(前掲注106) 201頁参照。

109) 同社について、詳しくは後述「四. 2.」参照。

110) ST/SG/SER.E/390.